

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（克雪住宅の普及促進）

第十三条の二（略）

（除排雪の体制の整備）

第十三条の三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに対応し、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（空家に係る除排雪等の管理の確保）

第十三条の四 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であつて、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（新設）

（快適で魅力ある地域社会の形成）

第十三条の五（略）

（豪雪地帯に適した産業の育成等）

第十三条の六（略）

（雪冷熱エネルギーの活用促進）

第十三条の七 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱エネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

（克雪住宅の普及促進）

第十三条の二（同上）

（新設）

（快適で魅力ある地域社会の形成）

（新設）

（豪雪地帯に適した産業の育成等）

（新設）

（新設）

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、昭和四十七年四月一日から平成三十四年三月三十日までの間に限り、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定にかかるらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

256 (略)

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）又は改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五）とし、平成五年度から平成三十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一・二 (略)

32 (略)

国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対しても交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十二条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、平成十八年

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第十四条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するもの（以下「基幹道路」という。）の改築については、昭和四十七年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に限り、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定にかかるらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

256 (同上)

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)

第十五条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）又は改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費についての国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年度にあつては十分の六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五）とし、平成五年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

一・二 (同上)

32 (同上)

国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項の規定により地方公共団体に対しても交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十二条第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、平成十八年

度から平成三十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一・二 (略)

度から平成二十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

一・二 (同上)

○水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

15 附則  
(略)

6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
度以前の各年	昭和五十九年	度以前の各年	昭和六十年度
豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十一条	平成四年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年度の二）	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）第十一条	平成三十三年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年度の二）
（以下略）	六、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五・五）とし、平成五年度から平成三年度にあつては十分の五・五）とし、	六、昭和六十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五）とし、平成五年度から平成二十三年度にあつては十分の五・五）とし、	六、昭和六十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の六）とし、平成二十三年度にあつては十分の六）とし、

15 附則  
(同上)

6 整備事業で昭和六十年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える規定	読み替えられる字句
度以前の各年	昭和五十九年	度以前の各年	昭和六十年度
豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十一条	平成四年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年度の二）	豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十三年法律第七十三号）第十一条	平成二十三年度までの各年度にあつては三分の二（昭和六十年度の二）
（同上）	六、昭和六十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の五・五）とし、平成五年度から平成二十三年度にあつては十分の五・五）とし、	六、昭和六十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の六）とし、平成二十三年度にあつては十分の六）とし、	六、昭和六十一年度から平成二十三年度までの各年度にあつては十分の六）とし、